

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が平成25年（2013年）12月11日付け平25消生第77号で行った公文書の部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の開示請求

異議申立人は、平成25年12月4日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「平成25年11月20日ないし現在までオープンレンジ検査に関わる山口県消費生活センターと独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「本件独立行政法人」という。）とのやりとりが全て判る一切の文書等（官官文書）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、消費生活相談情報（以下「本件公文書」という。）を特定した。

3 実施機関の処分

実施機関は、本件処分を行うとともに、その旨を異議申立人に通知した。

4 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成25年12月8日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。併せて、異議申立人は、平成25年12月20日付けで異議申立書に係る補充書面及び上申書を提出した。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、メーカー名等全てを開示することを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

(1) 非開示の具体的な理由がない。

(2) 対象製品については異議申立人の所有物であり、その不具合情報も異議申立人からのものである。

(3) 既に、製造者等のメーカー名は知られており、検査結果のデータ等は本件独立行政法人中国支所から下関市消防局に提出されており、秘匿とする理由はない。異議申立人は、下関市消防局の消防官から検査結果のデータ等を口頭において聞いている。

さらに、本件独立行政法人本部からも法人文書が開示される予定であり、それを

もって、下関市消防局において全ての文書を突合せすることを予定している。

(4) 必要以上に企業の利益を守る行為はいかがなものか、時代にそぐわない。

(5) 製造物責任法（平成6年法律第85号）（通称PL法）に基づいて、確かな情報を国民に与えなければならない。

(6) よって、一部非開示とする理由はない。

(補充書面)

○当該製品の安全基準について

異議申立人は、山口県消費生活センターの職員から口頭にて報告を受けた。（口頭報告しかない等と言われた。）その内容は、本件独立行政法人中国支所からの口頭報告において、安全基準は「現状落ち着いた状態で83度であり、危険基準が85度であるので何ら問題はない。」というものであった。他に口頭にて報告を受けた内容は覚えられなかった。（口頭であるから当然のこと）

異議申立人は、下関市消防局の消防官から、下関市消防局が本件独立行政法人中国支所から報告を受けた検査データ等には「危険基準85度」とはどこにも書いていないとの回答を受けた。

さらに、地震転倒防止用ブラケット装着時の熱伝導による背面木壁の温度検査データもないとの報告を受けた。上記検査結果の報告書をもらっているはずである。

異議申立人に対する口頭報告と、本件独立行政法人中国支所の下関消防局への書面報告との整合性が無いため、本件請求を行った。

独立行政法人とは民間では必ずしも実施されないものを確実に実施させるために作られた組織である。本件独立行政法人中国支所は、消費者である異議申立人との直接的なやりとりを拒否した（中国行政評価局からの情報）が、元々、拒否できる組織ではない。口頭のみでの質問、回答で動く独立行政法人は聞いたことがないし、そのような組織はどこにもない。

山口県消費生活センターは全ての文書（本件独立行政法人中国支所とのやりとり）を開示しなければならない。記録文書等がない組織などどこにもないし、聞いたこともない。口頭のみで動き、処理される組織であるとは山口県条例には書かれていないはずである。

(上申書)

異議申立人は、山口県消費生活センターと本件独立行政法人とのやりとりが全て判る一切の文書等を請求しているのであり、異議申立人と山口県消費生活センターとのやりとりが全て判る一切の文書等を請求しているのではない。

3 実施機関の理由説明に対する意見

(1) 本件独立行政法人からは、山口県消費生活センターとのやりとりが判る文書等は全て法人文書として正式に頂戴している（平成25.12.05評基第006号 平成25年12月27日）。税金を使って業務を行っている性質上、何らかの手段により、その業務の内容が書類として残っているのは当然のことである。後で「言った」「言わない」の世界を作り出さないための証拠残しである。記録に残らなければ、その事実は初めから存在していなかったということになり、国民に対して著しく不利益を与えるもので、かつ、背信行為であると考えられる。

結果として、異議申立人がお願いしたことが本件独立行政法人に伝えられていなかった事実が判明しており、その代償として、行なって欲しかった検査が実施されていないこと、山口県消費生活センターの職員（相談員）の都合の良いように物事が伝えられていたこと、その責任は大変大きいものとする。（事実が違ふというのであれば、その証拠を出すべきである。）

(2) 業務については、基本的に、「報告」「連絡」「相談」という考え方が一般的であり、それらは全て書面において行うことが、現代の仕事の仕方であることは言うまでもない。それらができていないからこそ、消費者と検査代行機関の意思が噛み合わないこと（未検査により、事実が隠ぺいされること）が発生するのである。

山口県消費生活センターは税金で運営されている組織であり、国民への背信行為は絶対に許されないものである。問題なのはメーカー名の開示ではなく、業務連絡のあり方なのである。

(3) よって、相談業務については全てその記録を残すことを絶対的として、仕事にあたっていただきたい。国民の利益のために。再度、オープンレンジの検査を正式に行うよう本件独立行政法人へ依頼されたい。それによって異常が確認されたら、メーカー名等を開示すれば良い。（必要以上にメーカーを守ることはない、安全は全てに優先する。場合によっては、メーカーと何かあるのかと勘ぐられる。）

○追記

オープンレンジの検査方法は、天板の左右の端部分2ヶ所だけで行われており、一番大切な天板の中央部、後背部においては意図的に実施されていないと考える。後背部においては、山口県消費生活センター職員（相談員）から本件独立行政法人中国支所に申し送りがない。これは本件独立行政法人の法人文書より判明した事実である。（背信行為）

第4 実施機関の説明要旨

平成25年11月20日から本件処分を行った同年12月11日までの間、オープンレンジ検査に関わる消費生活相談事案は1件のみである。

通常、消費生活相談に係る相談内容及び処理結果については、「消費生活相談情報」に記載することとしており、本件事案に関する山口県消費生活センターと本件独立行政法人とのやりとりは電話で行われていることから、やりとりが判る公文書は「消費生活相談情報」のみである。

本件公文書には法人等情報が含まれており、当該部分を開示することにより、特定の法人の製品について、瑕疵の有無にかかわらず、相談が存在する事実だけでも何らかの瑕疵がある可能性について知らしめることとなり、当該法人の社会的評価が低下し、取引をしようとする相手が取引を回避又は警戒することも予想され、法人の事業活動に支障を及ぼすおそれがあると判断したため、部分開示とする決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

1 本件公文書の内容及び性格

本件公文書は、山口県消費生活センターの職員が異議申立人からの相談内容及び本件独立行政法人とのやりとりを含む処理結果を記載した「消費生活相談情報」であり、実施機関の職員が職務上作成した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 条例第11条第3号該当性について

(1) 第3号について

第11条は、実施機関は、第3号に規定する「法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの」は開示しないことができるとしている。

これは、原則として法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障しようとする趣旨であるが、公益上公開することが必要と認められるものがある場合は、同号イからハまでに規定する情報については、開示することとされている。

なお、「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするかどうかは問わず、事業内容、事業資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいい、「不利益を与えるおそれがあるもの」に該当する典型的なもの及び具体例としては、販売上のノウハウに関する情報として顧客名簿や新製品の販売計画書、工場設備投資計画書などが、信用上不利益を与える情報として不祥事件報告書などが、人事等専ら法人の内部管理の情報として内部監査実施状況報告書などが考えられている。

(2) 本件公文書について

本件公文書をインカメラ審理によって見分したところ、実施機関が非開示とした部分には、異議申立人から相談のあった製品のブランド・型式及び製造者である法人の名称、電話番号等が記載されていることを確認した。

本件公文書は、特定の法人の製品について、当該製品の瑕疵に関する相談の内容及び処理結果が記載されており、製品のブランド・型式及び製造者である法人の名称等の情報を開示することにより、当該製品の瑕疵の有無にかかわらず、当該法人に信用上の不利益を与えるおそれがあり、かつ、本件に係る相談概要を見る限り、条例第11条第3号イからハまでに該当するものではないことから、非開示が妥当である。

3 本件公文書以外の公文書の存否等について

異議申立人は、山口県消費生活センターと本件独立行政法人とのやりとりが判る一切の文書を請求している旨を申立て、これに対して、実施機関は、当該やりとりは電話で行われていることから、当該やりとりが判る公文書は本件公文書のみであると説明している。

このことについて当審査会が実施機関に確認したところ、通常、実施機関による消費生活相談における相談者、関係機関及び事業者との電話によるやりとりは相談員がメモを取りながら行っているが、聴取した相談内容や事業者等の対応、山口県消費生活センターで処理した結果は、その都度、速やかに「全国消費生活情報ネットワー

ク・システム」に入力することにより「消費生活相談情報」に記載しており、電話録取時のメモは「消費生活相談情報」を作成するためのものであることから、当該メモを残す仕組みは採っておらず、本件事案についても、山口県消費生活センターと本件独立行政法人との電話でのやりとりについて、その内容を直接記録した文書（電話録取時のメモ）は残っていないとのことであった。

本件公文書がシステム入力により、その都度、情報を更新する方法で加筆等を行いながら作成する方法を採っているのであれば、特に電話録取時のメモを残す仕組みを採っていないという説明に不自然な点はないものと考えられる。

また、当審査会が本件公文書における山口県消費生活センターと本件独立行政法人との電話でのやりとりが記載されている部分を見分したところ、本件公文書の他に当該やりとりを記録した文書が別に存在することをうかがわせるような事情も認められなかった。

こうしたことから、本件請求に係る山口県消費生活センターと本件独立行政法人とのやりとりが判る公文書は本件公文書のみであるとする実施機関の説明は不合理とはいえない。

4 その他

なお、異議申立人は、山口県消費生活センターの行う消費生活相談業務に関する対応等について、異議申立書及び意見書等で種々述べているが、審査会は、条例に基づく実施機関の決定について判断すべきものと考えており、その判断に直接関係しない主張の適否については、判断するところではない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等 別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
平成25年12月25日	実施機関から諮問を受けた。
平成25年12月26日	理由説明書の提出を実施機関宛て依頼した。
平成26年 1月15日	実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成26年 1月17日	実施機関から提出された理由説明書の写しを異議申立人宛て送付し、併せて意見書の提出を依頼した。
平成26年 1月22日	異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成26年 1月27日	異議申立人から提出された意見書の写しを実施機関宛て送付した。
平成26年 4月28日	事案の審議を行った。
平成26年 6月 4日	事案の審議を行った。
平成26年 7月28日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
高 松 恵 子	司法書士	
徳 田 恵 子	弁護士	
三間地 光 宏	山口大学教授	会長
森 永 敏 夫	公認会計士	
山 元 浩	弁護士	会長職務代理者

(平成26年7月28日現在)